

バイオマス発電に係る適用法令について

バイオマス発電は、次の法令の適用を受けます。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気事業法施行令
- ・ 電気事業法施行規則
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・ 火力設備に関する技術基準を定める省令（ペレットを燃焼させ発電する場合に適用）
- ・ 大気汚染防止法（火力設備に関する技術基準を定める省令が適用される場合に適用）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（火力設備に関する技術基準を定める省令が適用される場合に適用）
- ・ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令
- ・ 環境影響評価法
- ・ 環境影響評価法施行令
- ・ 排水基準を定める総理府令
- ・ 学校教育法
- ・ 児童福祉法
- ・ 医療法
- ・ 都市計画法
- ・ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ・ 幹線道路の沿道の整備に関する法律
- ・ 湖沼水質保全特別措置法
- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法

- ・水産資源保護法
- ・自然公園法
- ・自然環境保全法
- ・首都圏近郊緑地保全法
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・都市緑地保全法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- ・文化財保護法
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- ・騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令
- ・振動規制法施行規則
- ・電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
- ・消防法
- ・消防法施行令
- ・各地方自治体が定める火災予防条例

なお、設置の場所等によって上記の適用を受けないものがあります。

また、法令ではありませんが、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの適用も受けます。